

交通事故などの第三者による行為でケガや病気をした場合は届け出を

第三者(自分以外の人)の行為によりケガや病気をした場合で、国民健康保険被保険者証を使用して治療を受けようとする時は「第三者行為による傷病届」などの提出が必要です。

第三者行為によるケガや病気とは

- 交通事故
- 不当な暴力や傷害行為を受けてケガをした場合
- 他人の飼い犬やペットなどによりケガをした場合
- 飲食店で食中毒になった場合 など



※業務上や通勤途中の第三者行為による病気やケガについては「労災保険」で医療を受けることになります。

● まずは連絡を！

第三者行為の届け出に必要な書類は多数あります。書類は役場1階 住民課に用意していますので、まずは連絡をお願いします。

詳細はホームページをご覧ください。

ホームページはこちら



☎ 住民課 国保年金係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線116)

12月は国民健康保険(国保)制度の適用適正化月間です



国民健康保険(国保)は、74歳以下の人で健康保険(共済・船員保険も含む)の被保険者およびその被扶養者、生活保護受給者を除く、全ての人が加入する制度です。

国保資格の適正な適用について、ご協力をお願いします。

▼ 国保に加入する人

74歳以下の人で、次に該当する人以外は、国保に加入する必要があります。

- 職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入している人
- 後期高齢者医療保険に加入している人
- 生活保護を受けている人

国保に加入する主な事由と必要なもの

- 転入したとき
→ 転入前の市区町村の転出証明書
- 社会保険などから脱退したとき
→ 資格喪失証明書
- 生活保護を受けなくなったとき
→ 生活保護廃止決定通知書

※届け出時には、マイナンバーカード(またはマイナンバーが分かるものと本人確認書類)をお持ちください。

国保から脱退する主な事由と必要なもの

- 転出するとき
→ 被保険者証
- 社会保険などに加入(扶養を含む)したとき
→ 資格取得証明書や資格情報のお知らせなど、社会保険などの被保険者または被扶養者であることを証明する書類
- 生活保護を受けたとき
→ 生活保護開始決定通知書

▼ 届け出は忘れずに

社会保険などに新たに加入または脱退した場合、14日以内に届け出をしてください。

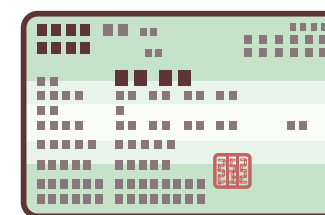
社会保険などに加入した場合

届け出が遅れると、新しく加入した健康保険の保険料と支払いが二重となる場合があります。

届け出の際に再計算を行い、払いすぎている場合は、国保保険税の還付を行います。

社会保険などから脱退した場合

国保は、社会保険の資格喪失日までさかのぼって加入します。国保保険税は、加入月までさかのぼって請求されます。



▼ 社会保険の被扶養者になれる場合があります

同じ世帯に社会保険の加入者がいる場合、被扶養者として認定されることがあります。

次の要件に心当たりがある人は、扶養認定ができるかどうか、お勤め先に相談してください。

被扶養者の要件と範囲

社会保険の被扶養者は、主として被保険者の収入で生計を維持している人で、次の要件に該当する人です。

①被保険者と同居していなくてもよい人

配偶者(内縁関係も含む)、父母、祖父母などの直系尊属、子、孫および兄弟姉妹

②被保険者と同居していることが条件の人

兄弟姉妹の配偶者、おじ・おば、甥姪などその配偶者、配偶者の父母や子など3親等内の親族、内縁関係の配偶者の父母と子、孫、弟妹の配偶者、内縁関係の配偶者死亡後の父母と子

被扶養者の年収の目安

- ① 年収130万円未満で、扶養する人の年収の半分未満であること
 - ② 60歳以上または一定の障がい者の場合は、180万円未満であること
- ※給与や年金、失業保険など全ての収入が対象となります。

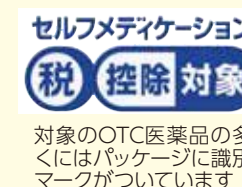
所得の申告を忘れずに

国保に加入している人は、所得の申告が必要です。申告をしないと、国保税の軽減が受けられなかったり、医療費の限度額認定申請時の判定が正しくできなくなったりします。

セルフメディケーション、始めませんか

セルフメディケーション税制とは、特定のOTC医薬品を年間で1万2千円を超えて購入した際に、超えた金額(上限8万8千円、生計を一にしている家族の分も含む)について確定申告で所得控除を受けられる仕組みです。なお、所得税や住民税を納めていて、健康維持増進および疾病予防への取り組みをした人が対象です。

※薬局などでOTC医薬品を購入した際のレシートや領収書は捨てずに保管しましょう。
※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は選択制となり、併用できません。



☎ 住民課 国民健康保険係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線117)

学校教育課からのお知らせ

小・中学校の指定学校変更申請について



須恵町では、住民登録をしている住所(行政区)により、就学する小中学校を指定しています。しかし、特別な理由などで変更を希望する場合は、申請により学校を変更することができます。

申請書の受け付けを次のとおり行いますので、変更を希望する人は、必ず期間内に申請を行ってください。

特に、令和7年4月に新小学1年生・新中学1年生になる人は、入学前の準備がありますので期間内に必ず申請してください。なお、申請されても変更が認められない場合もありますので、ご了承ください。

この申請結果は、令和7年2月中旬までにご自宅に郵送で通知します。

※令和7年4月に新小学1年生・新中学1年生を迎える保護者宛てに、指定学校変更申請書などの書類を、入学通知書に同封して12月下旬ごろ送付予定です。受付期間までに手元に届かない場合はご連絡ください。

▶ 受付期間 令和7年1月6日(月)～15日(水) 8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

※令和7年1月15日(水)は夜間役場のため20時まで受け付け

▶ 申請先 役場2階 学校教育課窓口

☎ 学校教育課 学校教育係 ☎ 687-1594(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線241)